



露店を開設される皆さんへ

一宮市消防本部

1 火気を使用する器具を使う場合！

- 屋台でガスこんろ等の火気を取り扱う器具を使用する場合は、**消火器**を準備すること。
- 器具の周囲は常に整理整頓するよう心がけ、可燃物(ダンボール、新聞紙、ビニール、発泡スチロール)を放置しないこと。
- 器具の使用中にその場を離れず、また閉店後の**残火・取灰**は完全に始末するようにすること。
- 器具が地震などにより転倒又は落下するおそれがない安定した不燃性の台上で使用すること。

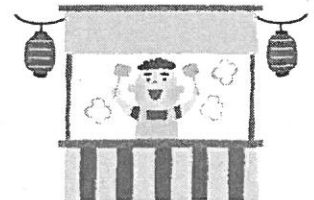


2 プロパンガスを使う場合！

- プロパンガスは漏れ出すと低い場所(空気より重いため)に滞留し、わずかな火でも引火する危険があるので、ガス漏れに注意すること。
- 必ずプロパンガス用のゴム管(プロパンガスはゴムを溶かす性質があるため)を使用し、使用に際しては**腐食や損傷**がないか確認すること。
- ボンベは、直射日光や火気の近くを避け、通風の良い場所に置くこと。
- ボンベは、水平な場所に置いて**屋台に固定する**など、転倒防止措置を施すこと。

3 携帯発電機(燃料:ガソリン)を使う場合！

- 事前に燃料を十分に給油し、露店等の開設後に給油の必要がないようにすること。(まつり会場に、**予備のガソリンや携行缶を持ち込まない**。)
- 発電機給油口のふたが確実にしめられているか確認すること。
たこ足配線を避け、発電機の許容電力を守ること。



4 その他の注意事項

- 電灯等は、可燃物と接触しないよう設置すること。
- 来場者の避難の支障とならないよう、露店を開設すること。
- 閉店後は、ゴミなどの可燃物を持ち帰ること。

※火災予防に関する事項又は災害現場においては、消防職員の指導、指示に従ってください。